

LPガスの供給構造の改善に係る 課題への対応について

平成26年6月
資源エネルギー庁

検討すべき課題

1. LPガス産業における供給構造の改善について

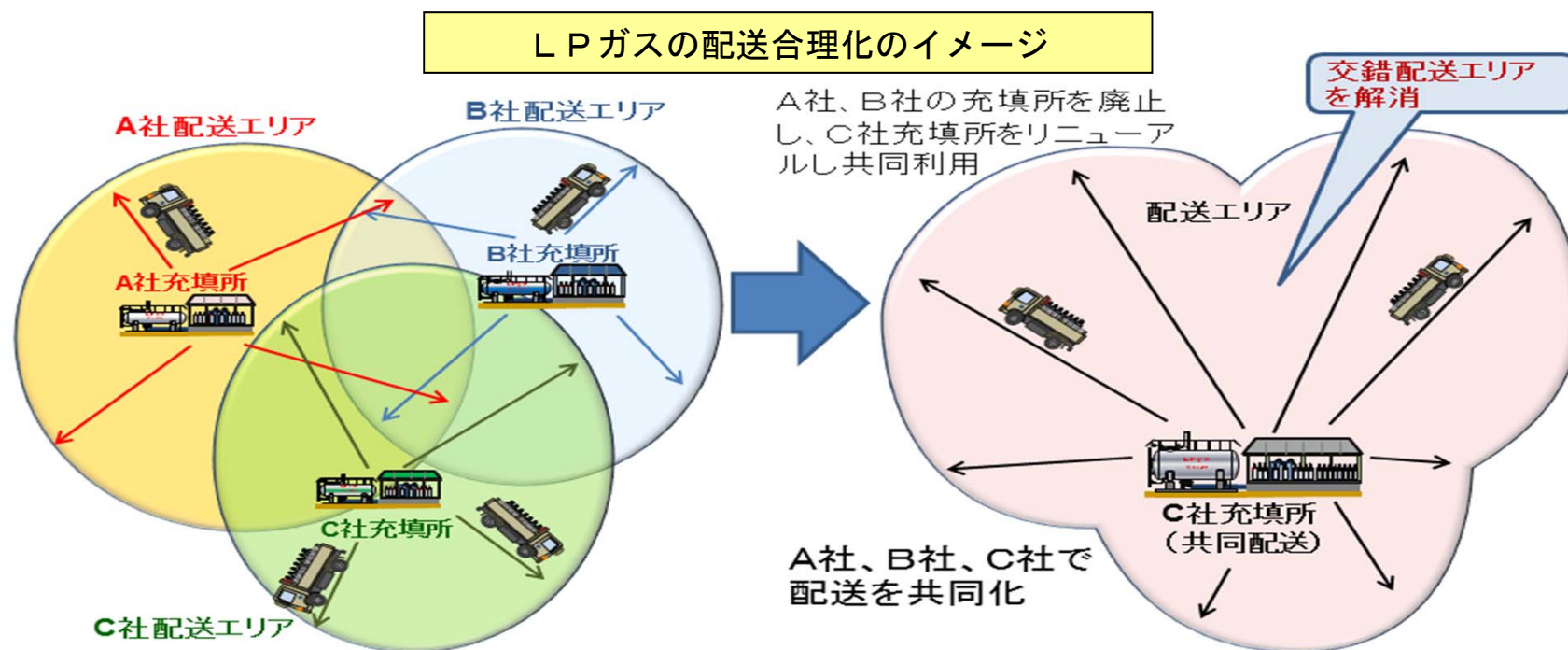
- (1) 消費者に対してLPガスの供給を行うLPガス販売事業者などの経営環境は概して厳しい。
一方、LPガスの流通構造においては、配送の合理化などコスト削減努力を求められている。
このため、将来にわたって地域の安定供給を支える意識と意欲のあるLPガス販売事業者の経営基盤強化を支援していく必要がある。
- (2) LPガス需要家の集中監視出来るシステム導入促進や民間団体等が行う系列を超えた波及効果が見込まれる広報活動等、LPガス販売事業者の更なる供給構造改善を実施する必要があるのではないか。
- (3) LPガス販売事業において、需要家からは価格の透明性の確保などが求められてきている。このため、需要家に選ばれるLPガス販売事業者になるための企業努力を引き続き実施していく必要があるのではないか。

2. アジア等に向けたLPガス安全機器の輸出の可能性について

世界一の機能性を誇るLPガスの安全機器などを、アジアなどの国々に輸出することで、LPガス産業の海外展開につながるのではないか。

1. LPガス産業における供給構造の改善について①

○消費者に対してLPガスの供給を行うLPガス販売事業者などの経営環境は概して厳しい。一方、LPガスの流通構造においては、配送の合理化などコスト削減努力を求められている。このため、将来にわたって地域の安定供給を支える意識と意欲のあるLPガス販売事業者の経営基盤強化を支援していく必要がある。



石油ガス配送合理化推進事業 1. 3億円

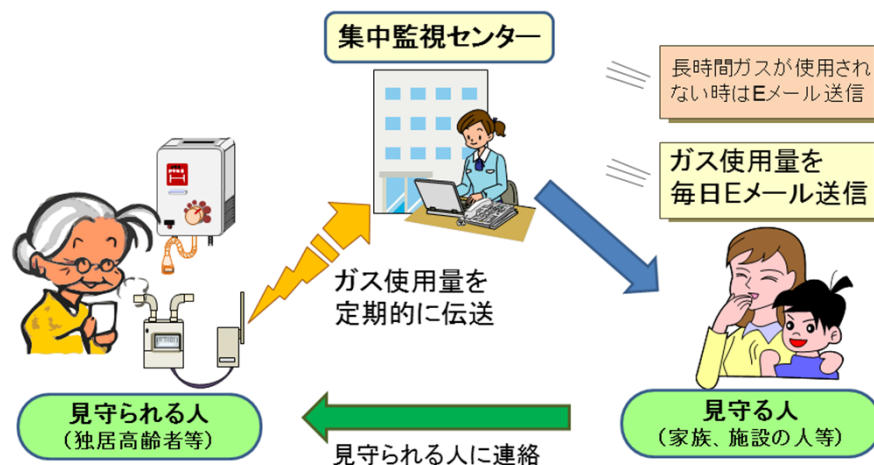
○石油ガスの充填所から消費者宅への非効率な配送の解消を目指して、複数の石油ガス販売事業者などが行う、石油ガス充填所の集約化や、効率的な石油ガスの充填を行う設備の設置等を補助。

1. LPガス産業における供給構造の改善について②

○LPガス需要家の集中監視出来るシステム導入促進や民間団体等が行う系列を超えた波及効果が見込まれる広報活動等、LPガス販売事業者の更なる供給構造改善を実施する必要があるのではないか。

経営基盤強化の事業の例

○石油ガスの防災のための集中監視システムを活用した高齢者見守りサービス等の多様なサービスの提供



○消費者に対する石油ガスの信頼性の向上のため、安全機器・装置の体験を図る体験型ショールームの設置

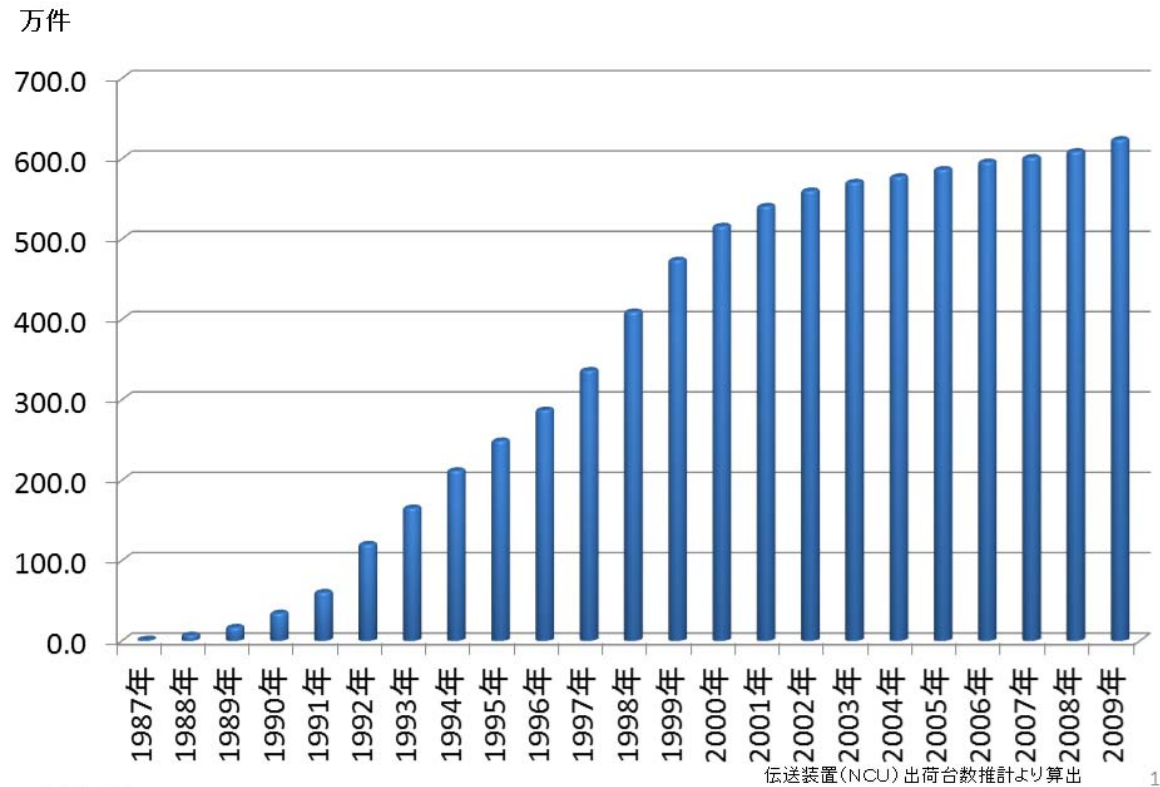


石油ガス販売事業者構造改善支援事業 7.9億円

○石油ガス販売事業者の経営基盤を強化するための事業であって、他の石油ガス販売事業者への波及効果が見込まれるものに対する支援。

(参考)LPガス集中監視システムの普及台数の推移

8.LPガス集中監視普及推計



「LPガス・スマートメーターの現状と集中監視システムについて」
2010年8月31日スマートメーター制度検討会 社団法人エルピーガス協会 からのプレゼン資料

1. LPガス産業における供給構造の改善について③

○LPガス販売事業において、需要家からは価格の透明性の確保などが求められてきている。このため、需要家に選ばれるLPガス販売事業者になるための企業努力を引き続き実施していく必要があるのではないか。

1. 全国LPガス協会の「LPガス販売指針」では、定期的に料金水準を見直すことは、努力義務にとどめられている。

(参考:LPガス料金問題検討会最終報告(平成12年7月))

3. LPガス料金について指摘される個別論点

(6)小売価格は下方硬直的と言われる。

4. LPガス料金透明化に向けての提案

(1)料金情報提供のあり方

(4)定期的に料金水準を見直し、料金改定の必要性について検討するとともに、料金改定の際には、販売事業者から消費者への一方的な通知のみで済ませるのではなく、消費者に対し改定理由についても通知文書において十分な説明を行うよう努める。…

(参考:「LPガス販売指針」(平成22年6月改定))

第3章 料金情報提供の徹底

3. 料金情報の積極的な提供

(3) 料金情報の提供手段・方法

…また、料金水準を定期的に見直し、ガス料金を改定する際には、消費者の理解を得るため、事前にLPガス料金表を交付し、改定する料金内容について説明に努めることとします。

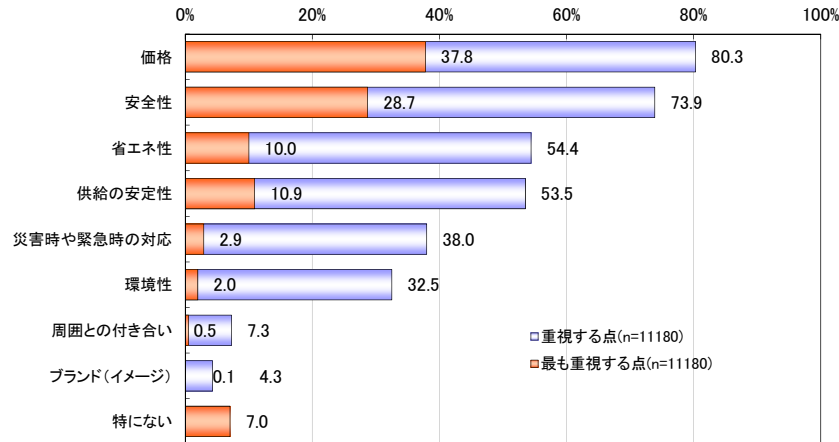
2. LPガスお客様相談所への相談内容は、「LPガス価格」(地域の平均料金・都市ガスとの比較、料金の内容が不明確、他の販売店と比較して料金が高い)に関するものが多い。

3. エネルギー基本計画においても、「LPガスの料金の透明化のための国の小売価格調査・情報提供や事業者の供給構造の改善を通じてコストを抑制することで、利用形態の多様化を促進する」と記載されており、家庭用燃料電池(エネファーム)の導入やLPガスへの燃料転換など、LPガスの需要拡大を現実のものにするためには、LPガス販売事業者・販売価格に対する消費者からの信頼を得ることが不可欠でないか。

(参考1)LPガスに関する消費者の声

○消費者(家庭用、業務用)のLPガスについての満足度、期待度等を一層向上させていくことが需要開拓を図っていく上で重要。特に、小売価格低減に関する要望は根強いので、これにどう答えるかも課題。

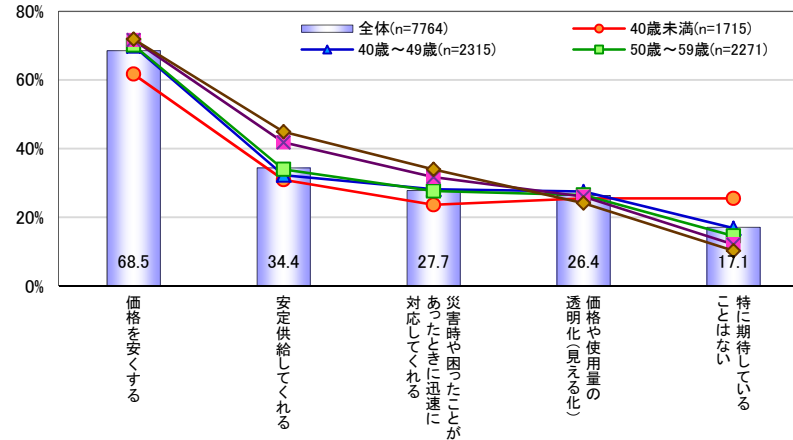
【エネルギーを選択する際に重視する点(家庭用消費者)】



- ◇ エネルギーは価格と安全性を重視する割合が高い。
- ◇ LPガスの特徴である災害時・緊急時対応、環境性を最も重視する割合は高くない。

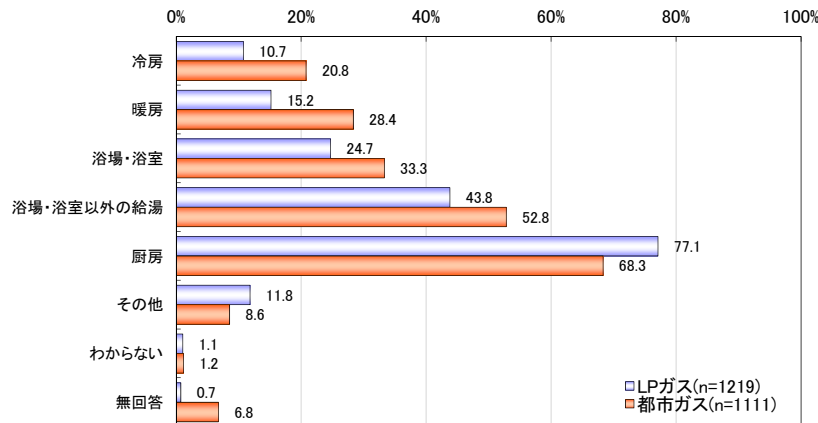
【LPガス販売店に期待していること(家庭用消費者)】

(上位4項目+「特に期待していることはない」)



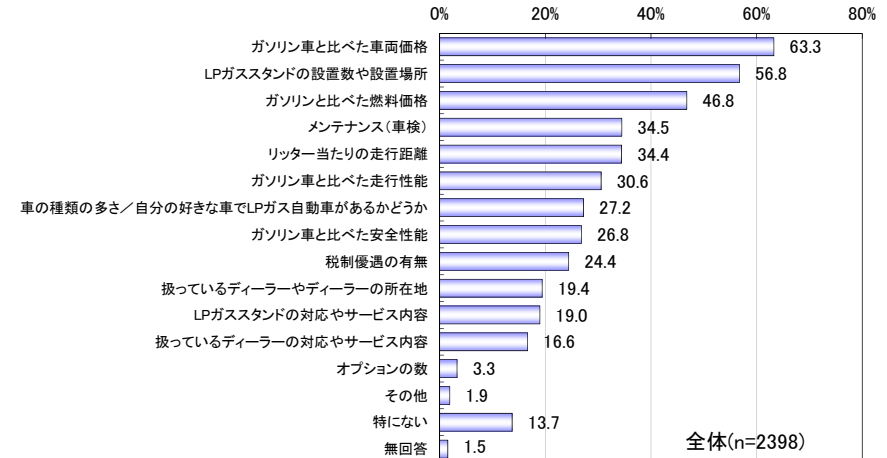
- ◇ 価格や安定供給、災害時の対応などが多く、サービスなどへの期待は少ない。
- ◇ 若年層では特に期待していることはないという割合が高い。

【LPガスと都市ガスの用途比較】(業務用消費者)



- ◇ 厨房とその他を除き、都市ガスに比べLPガスは用途が狭い。
- ◇ 空調分野では約2倍の差がある。

【LPガス自動車導入への課題】(業務用消費者)



- ◇ LPガス自動車の導入にあたっては、解決すべき課題が多い。

(参考2)LPガス供給に係る取引適正化について

○近年、LPガスの顧客獲得にあって、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(液石法)の登録を受けない切り替え専門業者が、消費者に対する虚偽の説明、強引な勧誘などにより、販売事業者を切り替える不正な取引も見受けられる。このような不適切な実態は早急に改善する必要がある。

☐消費者からの切替依頼（消費者 V S 事業者）

- ・ 規則第16条第16号（一週間ルール）

☐新事業者による委任状（事業者 V S 事業者）

- ・ 規則第16条第15号の2（無断撤去）

☐撤去料（14条書面に記載はあるものの金額が未記載）

- ・ 合理的な金額

☐集合住宅等の保証金（14条書面に未記載）

- ・ 需要家の承諾 or 強制

☐中途解約（14条書面に未記載）

- ・ 満額請求 or 日払い

(参考)
平成20～25年度
消費者相談件数
内訳

相 談 内 容 (件 数)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
①LPガス価格	1,717	1,593	1,701	1,843	1,767	1,513
料金制度など料金の内容が不明確	339	422	443	517	419	381
他販売店と比し、料金が安い	159	166	159	146	150	112
地域の平均料金、都市ガスとの比較	626	545	551	490	467	441
その他	593	460	548	690	731	579
②販売店の移動	1,432	1,897	1,596	1,620	1,338	1,261
販売店の変更は可能か	249	167	143	165	126	128
その他	1,183	1,730	1,453	1,455	1,212	1,133
③保安	637	762	931	1,037	1,008	1,069
LPガス容器の処理について	248	336	463	569	561	642
その他	389	426	468	468	447	427
④設備関係	672	656	622	507	431	371
販売店を変更する際、配管費等を請求	234	219	201	137	140	88
その他	438	437	421	370	291	283
⑤その他	585	794	917	1,265	1,004	1075
合 計	5,043	5,702	5,767	6,272	5,548	5,289

(参考3)特定商取引法違反による摘発例

1. 事件の概要

LPガス販売会社の社員が、「周辺の人みんなうちのガス会社で契約している。」「契約している会社は引っ越す。あとは、うちが引き継ぐ。」などと嘘を言って切替を勧誘したことにより、特定商取引法違反の罪で逮捕された。(23年8月11日)

2. どんな犯罪だったのか

勧誘をするに際し、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要事項につき、不実のことを告げる行為をすること。(特定商取引法第70条、第6条1項)

★顧客が実際に騙されなくても、契約を締結しなくても、不実のことを告げたことをもって犯罪は成立する。

3. 刑罰

行為者につき、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(併科あり)
法人も、300万円以下の罰金刑を科せられる。(第74条)

4. 本件の特徴

- ①消費者に損害が発生していることが認められない。
- ②独占禁止法・不正競争防止法違反ではなく、特定商取引法違反だったこと。
- ③行政処分ではなく、刑事処分が追求されている。

(参考4-1)LPガス業界の販売指針について

OLPガス業界においては、国の要請の基づきLPガス事業の販売指針を各事業者配布し、意識改革の徹底を図っている。

○ 平成20年12月2日 資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課長名 発出

社団法人 日本エルピーガス連合会会長 川本 宜彦 殿

液化石油ガスの取引の適正化及び契約トラブルの防止について

首都圏を中心に、LPガス販売事業者やそれ以外の者が行う液化石油ガス(以下「LPガス」という。)の販売等について、新規顧客獲得(顧客切替)に関する消費者からの相談等が最寄せられている状況にあります。

これまでも当庁では、顧客切替時のLPガス設備に関する無断撤去を禁止する旨の行政処分等の適用があるルール化等の措置を講じたり、取引の適正化に関する周知活動等も積極的に行うとともに、最近の顧客切替に関する消費者からの相談等に対しても、積極的にアドバイスするなど、契約トラブルの防止に努力してきました。

貴団体においても、各都道府県ごとの消費者相談所での対応等、取引の適正化への取組を行っているところですが、なお一層の取組み強化を下記の事項について要請しますので、貴団体傘下の会員に対し、その旨周知されるようお願いします。

当庁としても、引き続き、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の諸規定に則り、下記の通報等に対しては、取引の適正化の徹底に向け、厳正な態度で臨んでいくこととしています。

記

1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)は、LPガス販売事業者以外の者が、消費者との間でLPガス供給契約を締結することを禁じており、LPガス販売事業者は、自ら液石法上のルールを遵守することはもちろん、LPガス販売事業者以外の者が法令違反した又はするおそれがあると思料する場合には、液石法の適正な執行確保に協力する立場から、関係当局に通報するなど適切に対処されたい。
 2. 消費者利益の保護の手段としては、液石法、消費者契約法等の既存法令による規制がなされているほか、更に、先般改正された「特定商取引に関する法律」は、来年末までに施行予定であるが、この改正によりLPガス供給に係る販売も同法に規定する訪問販売等の規制対象となり、当該勧誘行為を始めるに先立って事業者氏名やLPガス供給契約の締結について勧誘をする目的であること等を相手方に告げる義務が課されとともに、事実と異なることを告げる行為(虚偽の説明を行うこと)、重要事項(価格・支払条件等)について故意に事実を告げない行為や人を威迫して困惑させる行為等が規制されることとなります。
これらの規制は、液石法の目的・趣旨と軌を一にするものであり、消費者利益の保護を十分に図る観点から、これらの既存法令・新設法令の内容・趣旨を踏まえて、各事業者において自主的な取り組みを励行するなど、取引の適正化に向け、業界を挙げて一層積極的に取り組まされたい。
- ※ なお、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成7年10月30日公正取引委員会)及び「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」(平成6年6月30日公正取引委員会)において明らかにされているように、本要請を契機としてなされた事業者又は事業者団体の行為であっても、公正かつ自由な競争を制限又は阻害するおそれがある行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)上の問題となることに留意して下さい。
3. また、不公正な取引方法など独占禁止法違反行為の存在が思料される場合は、公正取引委員会に対し申告するか、又は本年3月に構築された公正取引委員会と経済産業省との「不公正な取引方法に係る協力学ーム」(別紙)を利用し、経済産業本省又は経済産業局に相談することもできるので、活用されたい。

(参考4-2)LPガス業界の販売指針について

○国の要請を受け(社)日本エルピーガス連合会は、平成12年9月に作成した「LPガス販売指針」を改訂し(平成22年6月)会員への周知を行った。

1. 取引の適正化

- (1)勧誘・契約の締結の適正化
- (2)勧誘に当たって、禁止する行為
- (3)契約の締結

2. 料金情報提供の徹底<LPガス料金の明確化>

- (1)LPガス料金の明確化と十分な説明
- (2)料金制度
- (3)料金情報の積極的な提供

3. LPガス販売事業者の変更

- (1)LPガス販売事業者の変更
- (2)消費設備に係る配管の代金の精算方法
- (3)供給設備の撤去
- (4)切替え時の保安の確保
- (5)賃貸物件のLPガス販売事業者の変更

4. 配管を巡るトラブル防止

- (1)「配管をめぐるトラブルが発生する」販売行為
- (2)既存配管の取扱い

(参考5)LPガス販売事業における消費者サービスの向上

○一部のLPガス販売事業者においては、小売価格をHPに公表するなどの価格の透明性について先進的な動きも出ている。需要家に選ばれるLPガス販売事業者になるための企業努力のたまものであり、このような、取組を全国的に広めていく必要があるのではないか。

○先進事例 ①(株)カナエル

カナエルについて	LPガスの紹介	ガス料金のご案内	事業紹介	企業情報																																	
トップ>ガス料金のご案内>ガス料金について>一般A料金																																					
ガス料金について 一般A料金 一般B料金 ほかほか暖房料金 その他のサービス・利用料金について ガス料金の仕組みについて ガス料金のお支払い その他お手続きのご案内 その他料金情報(LPガス・都市ガス)																																					
一般A料金 基本料金、および、使用量別従量料金表 <table> <tr> <th rowspan="2">使用量区分</th><th rowspan="2">基本料金</th><th colspan="3">従量料金(円/㎡:税抜)</th></tr> <tr> <th>14年4月検計分</th><th>14年5月検計分</th><th>14年6月検計分</th></tr> <tr> <td>(1) 0から10㎡まで</td><td rowspan="6">1,400円</td><td>460</td><td>440</td><td>440</td></tr> <tr> <td>(2) 10㎡をこえ20㎡まで</td><td>460</td><td>440</td><td>440</td></tr> <tr> <td>(3) 20㎡をこえ30㎡まで</td><td>460</td><td>440</td><td>440</td></tr> <tr> <td>(4) 30㎡をこえ40㎡まで</td><td>430</td><td>410</td><td>410</td></tr> <tr> <td>(5) 40㎡をこえ50㎡まで</td><td>430</td><td>410</td><td>410</td></tr> <tr> <td>(6) 50㎡をこえる場合</td><td>430</td><td>410</td><td>410</td></tr> </table>					使用量区分	基本料金	従量料金(円/㎡:税抜)			14年4月検計分	14年5月検計分	14年6月検計分	(1) 0から10㎡まで	1,400円	460	440	440	(2) 10㎡をこえ20㎡まで	460	440	440	(3) 20㎡をこえ30㎡まで	460	440	440	(4) 30㎡をこえ40㎡まで	430	410	410	(5) 40㎡をこえ50㎡まで	430	410	410	(6) 50㎡をこえる場合	430	410	410
使用量区分	基本料金	従量料金(円/㎡:税抜)																																			
		14年4月検計分	14年5月検計分	14年6月検計分																																	
(1) 0から10㎡まで	1,400円	460	440	440																																	
(2) 10㎡をこえ20㎡まで		460	440	440																																	
(3) 20㎡をこえ30㎡まで		460	440	440																																	
(4) 30㎡をこえ40㎡まで		430	410	410																																	
(5) 40㎡をこえ50㎡まで		430	410	410																																	
(6) 50㎡をこえる場合		430	410	410																																	

○先進事例② 五条ガス(株)

◎五条ガス株式会社

[!\[\]\(ec613e0a6878b25cf7567b8d6d24e18a_img.jpg\) サイトマップ](#)

[トップページ](#)

[お知らせ](#)

[ガス料金について](#)

[ガスの安全対策](#)

[五条ガスについて](#)

[お問い合わせ](#)

[トップページ](#) > [ガス料金について](#) > [LP・簡易ガス料金](#)

ガス料金について

[▶ ガス料金](#)

[▶ LP・簡易ガス料金](#)

[▶ お支払いについて](#)

[▶ 供給約款](#)

[▶ 選択約款](#)

[⬅ トップページに戻る](#)

ガス料金について

LP・簡易ガス料金

最終更新日：2014年5月21日

プロパンガス利用のお客様

一般契約料金表

平成26年6月検計分（税込）

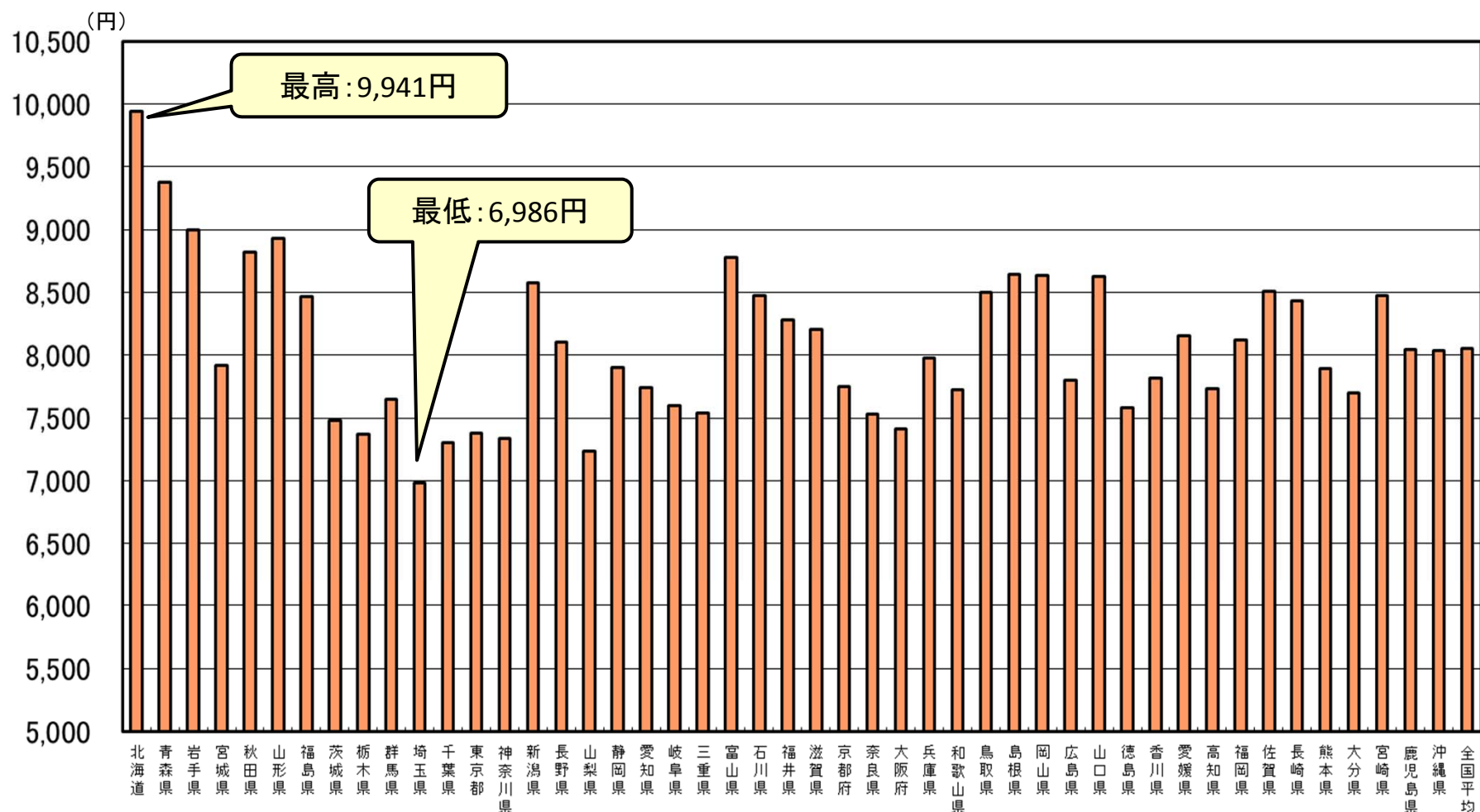
種別	1ヶ月使用量	基本料金	調整単位料金
A料金	0m ³ ~ 10m ³	1,620 円	593. 33 円
B料金	10. 1m ³ ~ 50m ³	2,160 円	539. 33 円
C料金	50. 1m ³ 以上	7,020 円	442. 13 円

○また、例えば、消費者が各地域において、どのLPガス販売事業者と契約が出来るのか等のLPガス販売事業者の情報をデータベース化し公表するなど、消費者が選択しやすい環境整備を官民一体で行っていく必要がある。

(参考6)一般消費者段階のLPガス価格の比較

○全国平均価格(26年5月末: 10m³)は、8,055円と前月(26年4月末)に比べ154円の大幅な上昇。

○エネルギー間競争等が激しい首都圏、近畿圏等は平均価格が低い傾向があり、輸送コストの高い北海道等は高くなる傾向があるなど地域間での格差がある。



(出典)資源エネルギー庁、石油情報センター資料

2. アジア等に向けたLPガス安全機器の輸出の可能性

- 世界一の機能性を誇るLPガスの安全機器などを、アジアなどの国々に輸出することで、LPガス産業の海外展開につながるのではないかな。
- そのために、LPガスに関する国際会議などにおいて、日本のLPガス安全機器のPRなどを実施していく。
- また、アジア諸国を初めとする海外の保安規制や安全機器等の実態については把握出来ていないことから、情報収集等を実施して行く必要がある。

(参考情報)

インドネシアにおいては、調理用燃料として、プロパンガスの普及を進めており、2007年、政府が3kgボンベ、コンロ、ホースのパッケージを4249万セットを国民に配布完了。しかし、器具等の不良品問題などで、事故が多発している状況。

出典:IDE-JETRO 海外研究員レポート(2010/9)



LPガス漏えい探知器



家庭用LPガス警報器



業務用LPガス警報器